

# 三春町の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (30年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 28年度の人件費率
29年度	17,397 人	7,678,406 千円	370,694 千円	1,236,779 千円	16.1 %	11.9 %

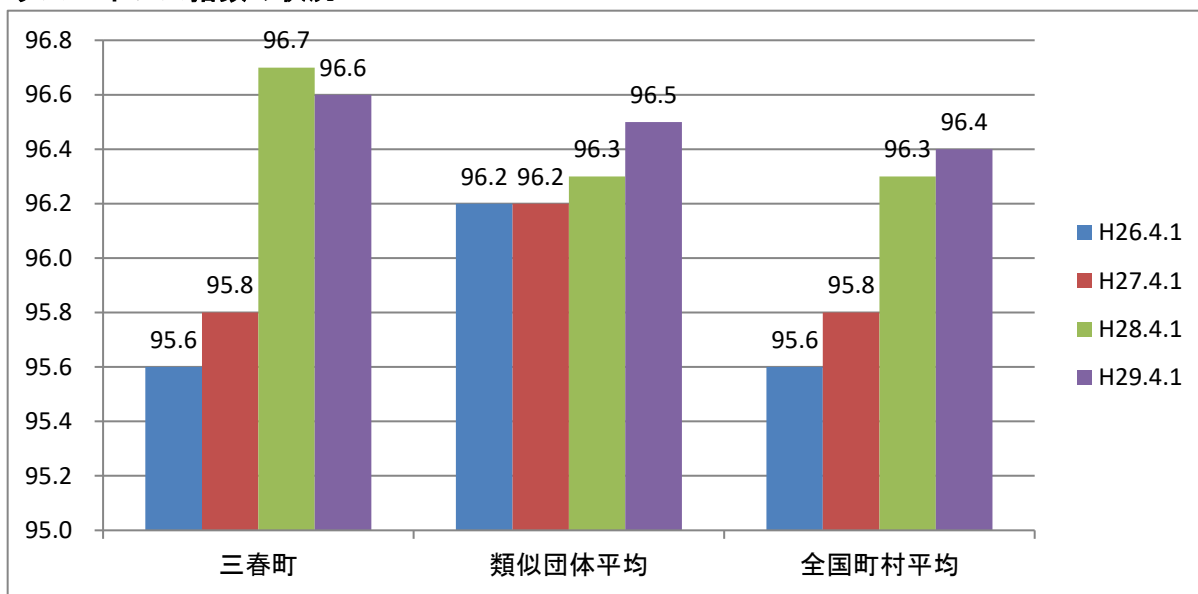
(注) 人件費には、議会議員やその他非常勤特別職の報酬、町長などの特別職給与、職員給与及び退職手当組合負担金などが含まれています。

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考) 一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体 平均一人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
29年度	142 人	496,930 千円	79,193 千円	190,665 千円	766,788 千円	5,400 千円	5,499 千円

(注) 職員手当には退職手当を含みません。  
職員数は、平成29年4月1日現在の人数です。  
給与費については、再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

### (3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。  
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

※ 平成29年4月1日現在のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

福島県人事委員会勧告に基づく福島県行政職給料表に準拠しています。今後も、福島県人事委員会勧告及び県の改定状況を踏まえながら、適正な運用に努めます。

### (4) 給与改定の状況

#### ①月例給

区分	県人事委員会の勧告				三春町の 給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
29年度	378,198 円	377,901 円	297 円	0.10 %	0.12 %	0.15 %

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、県人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	県人事委員会の勧告				三春町の 年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
29年度	4.35 月	4.25 月	0.10 月	0.10 月	4.35 月	4.40 月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

①給与表の見直し

[  実施 ・  未実施 ]

(給料表の改定実施時期)  
平成27年4月1日  
(内容)  
行政職給料表については、国及び県の見直し内容を踏まえ、平均0.8% (最大3.3%) 引下げました。激変緩和のため、3年間 (平成30年3月31日まで) の経過措置 (現給保障) を実施しました。他の給料表については、行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施しました。

②その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国及び県と同様に見直しを実施しました。(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (平成29年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
三春町	39.4 歳	296,600 円	350,815 円
			322,485 円
福島県	42.7 歳	330,000 円	412,596 円
			360,947 円
国	43.6 歳	330,531 円	円
			410,719 円
類似団体	41.8 歳	308,271 円	354,901 円
			331,618 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、各年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。  
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。  
また、「平均給与月額 (国 比較 ベース)」の下段は、比較のため、国家公務員と同じベース (=時間外勤務手当等を除いたもの) で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況 (平成29年4月1日現在)

区分	三春町	福島県	国	
一般行政職	大学卒	183,400 円	190,100 円	179,200 円
	短大卒	163,400 円	- 円	- 円
	高校卒	150,400 円	154,900 円	147,100 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成29年4月1日現在)

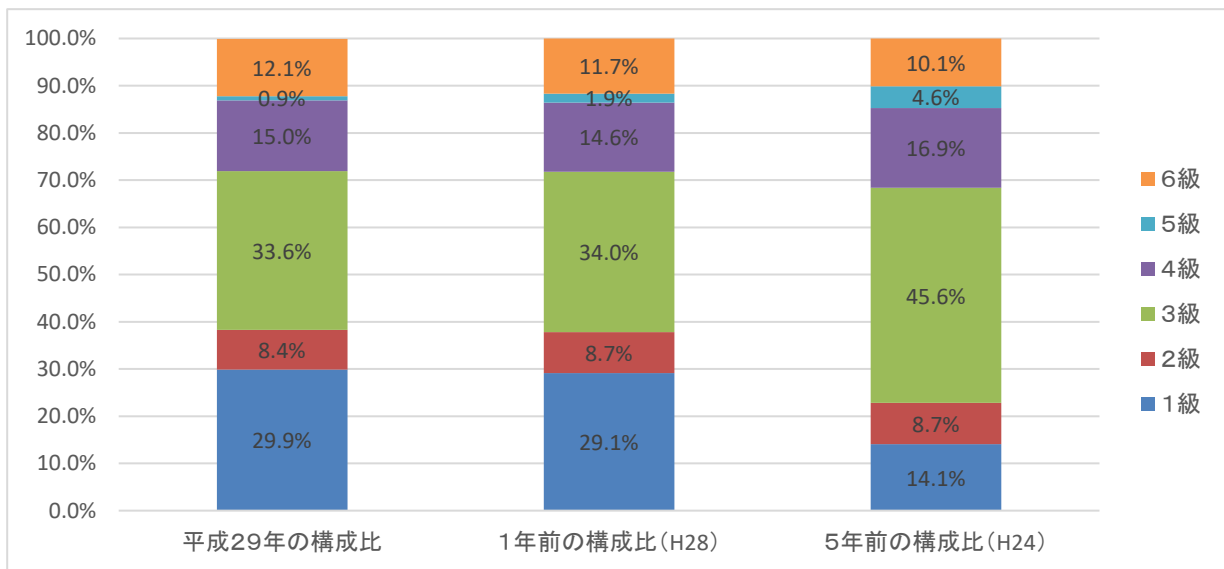
区分	経験年数 (10年~14年)	経験年数 (20年~24年)	経験年数 (25年~29年)	経験年数 (30年~34年)	
一般行政職	大学卒	273,800 円	343,000 円	378,800 円	412,500 円
	高校卒	- 円	323,400 円	351,600 円	- 円

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成29年4月1日）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	課長等	13人	12.1%	326,200円	424,100円
5級	総括主幹	1人	0.9%	294,800円	404,900円
4級	主幹	16人	15.0%	267,900円	393,300円
3級	主任主査・主査	36人	33.6%	234,200円	358,200円
2級	主査	9人	8.4%	197,500円	311,100円
1級	主事・技師・副主事・副技師	32人	29.9%	145,800円	253,100円

- (注) 1 町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



#### (2) 昇給への人事評価の活用状況（三春町）

平成29年4月2日から平成30年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分		○		○
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）	△		△	
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

三春町	福島県	国
1人当たり平均支給額（29年度） 1,386 千円	- 千円	- 千円
(29年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.80 月分 (1.40) 月分 (0.85) 月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.80 月分 (1.40) 月分 (0.85) 月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.80 月分 (1.45) 月分 (0.85) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合です。

##### ○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（三春町）

平成29年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率		○		○
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

##### (2) 退職手当（平成29年4月1日現在）

三 春 町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算） （退職時特別昇給 無）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）		
1人当たり平均支給額	- 千円	21,893 千円			

(注) 1 退職手当の支給率は、福島県市町村総合事務組合「市町村職員の退職手当に関する条例」で定められています。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成29年度に退職した職員に支給された平均額です。

##### (3) 時間外勤務手当

支給実績（29年度決算）	27,584 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）	202 千円
支給実績（28年度決算）	22,547 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）	167 千円

(注) 1 超過勤務手当には選挙手当等（H28＝参議院議員選挙、H29＝衆議院議員選挙）が含まれています。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（29年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（制度上時間外手当の支給対象とはならない管理職員を除く。）であり、再任用職員を含みます。

(4) その他の手当（平成29年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる場合 国の内容	支給実績 (29年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (29年度決算)
扶養手当	(支給額) ・配偶者10,000円、子8,000円、父母等6,500円 ・配偶者のいない職員は子1人目は10,000円、子がいない場合は父母等の1人目9,000円 ・16～22歳までの子1人につき 5,000円を加算	同じ		12,598 千円	203 千円
住居手当	職員の居住する借家・借間 (支給要件) 自ら居住するための住宅を借り受け月額9,500円を超える家賃を支払っている職員 (支給額) ・家賃20,500円以下 ⇒ 家賃額-9,500円 ・家賃20,500円以上 ⇒ (家賃額-20,500円) × 1/2 (その控除した額の1/2が16,000円を超えるときは、16,000円) + 11,000円	異なる	(支給要件) 月額12,000円を超える家賃を支払っている職員 (支給額) ・家賃23,000円以下: 家賃額-12,000円 ・家賃23,000円を超え55,000円未満 (家賃額-23,000円) × 1/2 + 11,000円 ・家賃55,000円以上27,000円	11,305 千円	269 千円
	2. 配偶者等の居住する借家・借間 (支給要件1) 単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するため住居を借り受け、現に当該住宅に配偶者が居住し、月額9,500円を超える家賃を支払っている職員 (支給要件2) 単身赴任手当を支給される配偶者のない職員で、単身赴任手当の支給要件に係る子が現に居住している住宅を借受け、月額9,500円を超える家賃を支払っている者 (支給額) 1により算出される額の1/2の額	異なる	(支給要件) 月額12,000円を超える家賃を支払っている職員 (支給額) 1により算出される額の1/2の額		
通勤手当	(支給要件) 通勤のために交通機関等の利用を常例とすること、運賃等の負担を常例とすること、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること (支給額) ・公共交通機関利用者 運賃相当額ただし63,000円を超えた部分は1/2 ・交通用具利用者 2,200円～43,400円 ・自動車以外の原付交通用具利用者 2,000円～21,700円 ・自転車のみ通勤者 2,000円	異なる	(支給額) ・国は55,000円以下については運賃等相当額 ・交通用具利用者は、2,000円～31,600円	8,326 千円	72 千円
管理職手当 (俸給の特別調整額)	(支給額) ・課長 給料月額の10%に相当する額 ・施設長 給料月額の6%に相当する額	異なる	(支給額) 4級5種46,300円～10級1種139,300円	8,055 千円	383 千円
管理職員特別勤務手当	管理職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務した場合。 (支給額) ・週休日等に勤務した場合、勤務1回につき7,000円 ・週休日等以外の日の午前0時～5時に勤務した場合、勤務1回につき6,000円 ・勤務時間が6時間を超える場合は、上記金額に100分の150を乗じた額。	同じ		58 千円	2 千円
寒冷地手当	支給地域（4級地） ・世帯主である職員のうち 扶養親族のある職員 17,800円 ・その他の職員 10,200円 ・世帯主でないその他の職員 7,360円	同じ		8,167 千円	54 千円

## 5 特別職の報酬等の状況（平成29年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	町 長	795,000 円	(参考) H29類似団体における最高/最低額	
	副 町 長	634,000 円	840,000 円/	543,200 円
	教 育 長	591,000 円	— 円/	— 円
報 酬	議 長	310,000 円	375,000 円/	280,000 円
	副 議 長	246,000 円	310,000 円/	220,000 円
	議 員	224,000 円	284,000 円/	195,000 円
期 末 手 当	町 長 副 町 長 教 育 長	(29年度支給割合) 3.25 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(29年度支給割合) 3.25 月分		
退 職 手 当	町 長	(算定方式) 795,000円×在職月数×48/100	(1期の手当額) 18,316,800 円	(支給時期) 任期毎に支給
	副 町 長	634,000円×在職月数×29/100	8,825,280 円	任期毎に支給
	教 育 長	591,000円×在職月数×20/100	4,255,200 円	任期毎に支給

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（町長・副町長4年＝48月、教育長3年＝36月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

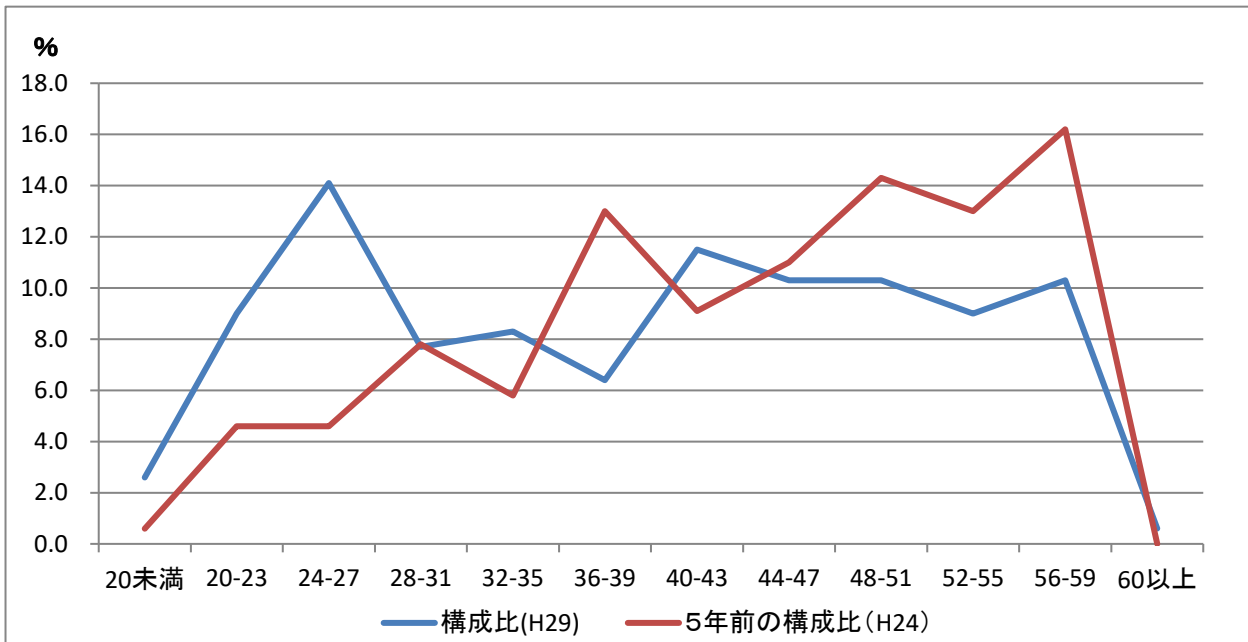
(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数			対前年 増減数	主な増減理由	
		平成27年	平成28年	平成29年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	3	3	3	0	
		総 務	28	28	29	1	
		税 務	7	7	7	0	
		民 生	27	26	33	7	子育て支援課設置に伴う増員
		衛 生	17	17	14	▲ 3	子育て支援課設置に伴う減員
		農 林	7	7	7	0	
		商 工	4	5	5	0	
		土 木	11	11	12	1	
	計	104	104	110	6	<参考> 人口1万人当たり職員数63.22人 (類似団体の人口1万人当りの職員 数75.41人)	
	教 育	34	35	32	▲ 3	子育て支援課設置に伴う減員	
小 計	138	139	142	3	<参考> 人口1万人当たり職員数81.62人 (類似団体の人口1万人当りの職員 数93.93人)		
公 営 企 業 等 会 計 部 門	水 道	5	5	4	▲ 1		
	下 水 道	2	2	2	0		
	そ の 他	8	8	8	0		
	小 計	15	15	14	▲ 1		
合 計		153 [ 180 ]	154 [ 180 ]	156 [ 180 ]	2	<参考> 人口1万人当たり職員数89.67人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 [ ]内は、条例定数の合計です。平成18年度に条例を改正し、205人から180人となっています。

(2) 年齢別職員構成の状況（各年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数(H29)	4人	14人	22人	12人	13人	10人	18人	16人	16人	14人	16人	1人	156人
(参考)職員数(H30)	2人	16人	17人	19人	16人	8人	19人	15人	16人	14人	18人	3人	163人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別	年度	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		102	103	109	104	104	110	8 (7.8%)
教育		38	34	32	34	35	32	▲6 (▲15.8%)
消防		-	-	-	-	-	-	-
普通会計計		140	137	141	138	139	142	2 (1.4%)
公営企業等会計計		14	15	15	15	15	14	0
総合計		154	152	156	153	154	156	2 (1.3%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。